

ご主人が被扶養配偶者となっている場合でも、それだけでは「生計維持の」実態がないとはみなされないと思います。

●加給年金についての西尾の解説

<加給年金ってなに？>

加給年金は、厚生年金加入期間が原則20年以上の方が、老齢厚生年金を受け取るとき、その方に「生計維持されている」65歳未満の配偶者または18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（要は高校卒業まで）または20歳未満の障害等級1級または2級の状態にある子がおありの場合、本来の年金に加算して支給されるものです。家族手当とお考えいただくとイメージがつかみやすいと思います。

この**原則20年以上の期間**ですが、生年月日による中高年短縮特例等もありますので、あ、20年ないから駄目！と思わず、そのような場合でも1度確認なさることをお勧めしています。

団塊の世代が60歳に達し、特別支給の厚生年金を受け取る方が多くなって来ましたが、ほとんどの方はこの加給年金の存在をご存じないようでご説明してやっとご理解いただいたこともありました。本来の年金に比べて話題に上ることが少なかったせいでしょうが、額的には見逃せない嬉しい年金です。

<定額と報酬比例>

加給年金はいつから受け取れるのかを理解する上で、出てくるのがこの言葉。60歳から65歳からの老齢厚生年金は、65歳からの本来の老齢厚生年金とは別物の、有期の特別支給の年金です。

この特別支給の老齢厚生年金は、

60歳から報酬比例部分の年金がスタート。

（この部分がほぼ65歳以降の老齢厚生年金です）

定額部分が生年月日により61歳～64歳と順次スタートします。

（この部分がほぼ老齢基礎年金）

*** この報酬比例と定額のスタート時期は生年月日によって変わってきます！**

この定額部分の支給開始時期に、該当する配偶者やお子様がいらっしゃれば報酬比例部分＋定額部分＋加給年金の合算額が支給されます。

<加給年金の額は？>

報酬比例部分、定額部分はその方の平均した給与額や厚生年金の被保険者期間によりおひとりずつ額が異なりますが、加給年金額は定額です。

平成19年度は

配偶者、第一子、第二子までは 227,900円

第三子以降 75,900円

配偶者特別加算は、年金を受け取る人の生年月日により異なり遅く生まれた人のほうが額は多いです。

昭和18年4月2日以降生まれの方は、合計396,000円が配偶者加算として本来の年金額にプラスされます。

<加給年金をもらえない場合>

この年金は、対象配偶者自身が20年以上加入による老齢厚生年金（退職共済年金を含む）を受け取れる場合や障害年金を受けている場合は支給されません。

また、対象配偶者が、年収850万円以上を将来にわたって（概ね5年）あると認められるときは、生計維持されているとはいえ、加給年金の対象とはなりません。

ご夫婦がともに20年以上で老齢厚生年金「受け取ることができる」ときは二人とも加給年金は停止されます。

加給年金が加算されている方の配偶者が、厚生年金に加入して働いていても、上記の条件に該当しない限り、加給年金が

停止されることはありません。

★トピックス～やっと決まった！雇用保険料～

雇用保険の保険料が4月19日決定！

本来は3月中に決定、4月初旬には労働保険の年度更新の書類が送られて来るのですが、今年は4月20日過ぎにやっと来ました。

そんなわけで、本来年度更新の期限は5月20日(土日の場合は21、22日)なのですが、今年は書類配布が遅れたため6月11日が期限です。

ちょっと得した(そんなことはないのですが)気分です。

雇用保険料は継続事業の場合15.0%(前年19.5%)となり

事業主負担は1000分の9(前年1000分の11.5)

働く側負担は1000分の6(前年1000分の8)

と、ちょっとだけ、負担が減りました。

~~~~~編集後記~~~~~

今回は、メルマガ読者様のご質問にお答えする形でお送りしました。

皆様のご質問にお答えするメルマガも随時お出しして行きたい思いますので、どんなご質問でも結構です。皆様のご質問をお待ちしております。

私は連休を利用してPOWER POINT2007をインストールしました。

以前に比べ、簡単で効果絶大になっているとのことで、楽しみです。

連休を利用して、ばわぼの名人(迷人?)を目指します！

皆様もどうか楽しい連休を！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
